市民税・府民税特別徴収税額通知書の見方

【　所　得　】

所得は、収入金額から必要経費に相当する額（所得税法別表5に基づく）を差し引いて計算します。

ア：給与所得者については、必要経費に代わるものとして、所得税法別表5に基づき、収入金額に応じて控除額を計算します。

イ：主たる給与以外の所得があれば、その合計が表示されます。

ウ：右側の「主たる給与以外の合算所得区分」の該当箇所に＊印

エ：総所得金額は給与所得とその他の所得計を加算したものを表示しています。（ア+イ）

【　課　税　標　準　】

税額計算の基礎となる額です。ここでは、所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と、他の所得と区別して特別な方法で計算する「分離課税」の両方を記載しています。

分離課税（ケ～ス）

分離短期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で5年以下保有）
分離長期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で5年超保有）
株式等の譲渡等	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式の配当等	分離課税を選択して申告された配当所得
先物取引	先物取引をし、差金等決済をしたときの所得

総合課税

ク：総所得金額から所得控除合計額を差し引いた額を表示しています。（エ－オ）

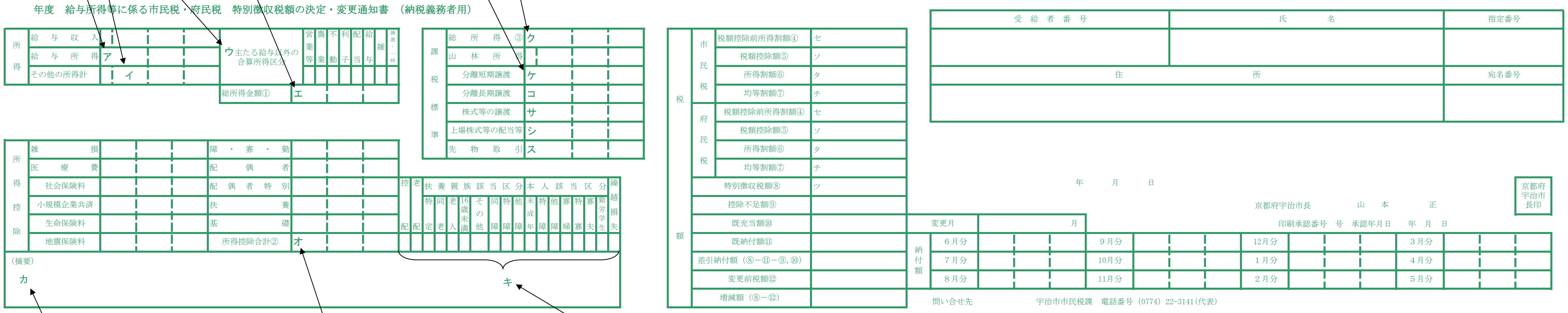

年度　給与所得等に係る市民税・府民税　特別徴収税額の決定・変更通知書　（納税義務者用）

所得	給与収入	
	給与所得	ア
	その他の所得計	イ

ウ主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時
総所得金額①	エ							

所得控除	雑損		障・寡・勤	
	医療費		配偶者	
	社会保険料		配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	
	生命保険料		基礎	
	地震保険料		所得控除合計②	オ

（摘要）
カ

課税標準	総所得③	ク
	山林所得	
	分離短期譲渡	ケ
	分離長期譲渡	コ
	株式等の譲渡	サ
	上場株式等の配当等	シ
	先物取引	ス

控配	老配	扶養親族該当区分								本人該当区分							繰越損失
		特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年	特障	他障	寡婦	特寡	寡夫	勤労学生	

キ

税額	市民税	税額控除前所得割額④	セ
		税額控除額⑤	ソ
		所得割額⑥	タ
		均等割額⑦	チ
	府民税	税額控除前所得割額④	セ
		税額控除額⑤	ソ
		所得割額⑥	タ
		均等割額⑦	チ
	特別徴収税額⑧		ツ
	控除不足額⑨		
	既充当額⑩		
	既納付額⑪		
	差引納付額（⑧－⑪－⑨, ⑩）		
	変更前税額⑫		
	増減額（⑧－⑫）		

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛名番号

年　月　日

京都府宇治市長　山本　正　京都府宇治市長印

印刷承認番号　号　承認年月日　年　月　日

変更月	月							
納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問い合せ先　宇治市市民税課　電話番号（0774）22-3141(代表)

カ：非課税の方には非課税の事由を、市民税・府民税で住宅借入金特別税額控除やふるさと納税などの寄附金控除のある方には文言と共に対象金額を表示しています。

【　所　得　控　除　】

オ：所得控除の合計を記載しています。

所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、下記の種類に対して一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。

雑損	雑損控除額を表示	※金額については通知書の裏面に記載しています。
医療費	医療費控除額を表示	
社会保険料	社会保険料控除額を表示	
小規模企業共済等	小規模企業共済等掛金控除額を表示	
生命保険料	生命保険料控除額を表示	
地震保険料	地震保険料控除額を表示	
障・寡・勤	障害者控除･寡婦控除･寡夫控除･勤労学生控除額を表示	
配偶者	配偶者控除額を表示	
配偶者特別	配偶者特別控除額を表示	
扶養	扶養控除額を表示	
基礎	基礎控除額を表示	

キ：人的控除の内訳を記載しています。

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合「*」を表示	未成年者	未成年の場合「*」を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合「*」を表示	特障	特別障害者の場合「*」を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障害者の場合「*」を表示
同老	同居老人扶養親族等の人数を表示	寡婦	寡婦の場合「*」を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	特寡	特別寡婦の場合「*」を表示
16歳未満	16歳未満の扶養親族の人数を表示※注１	寡夫	寡夫の場合「*」を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合「*」を表示
同障	同居特別障害者の人数を表示※注２		
特障	特別障害者の人数を表示※注２		
他障	普通障害者の人数を表示※注２		

※注１　扶養控除は適用されません。

※注２　障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。（平成24年度分より改正）

繰越損失	繰越損失がある場合「*」を表示

【　税　額　控　除　】

セ：税額控除前の所得割額です。

ソ：税額控除額の計

タ：税額控除前の所得割額から税額控除を差し引いた金額（セ－ソ）

チ：市民税・府民税には、前年の所得金額及び所得控除に応じて課税される所得割以外に、均等の額によって課税される均等割があります。

ツ：市民税・府民税所得割と均等割の合計額を表示しています。（市民税・府民税の各タ＋チ）